

国立研究開発法人国立環境研究所契約職員採用等規程

平成 18 年 4 月 1 日平 18 規程第 6 号 平成 20 年 3 月 17 日 一部改正
平成 21 年 3 月 11 日 一部改正 平成 22 年 3 月 9 日 一部改正
平成 23 年 3 月 31 日 一部改正 平成 26 年 3 月 14 日 一部改正
平成 26 年 10 月 27 日 一部改正 平成 27 年 3 月 13 日 一部改正
平成 27 年 12 月 28 日 一部改正 平成 28 年 3 月 31 日 一部改正
平成 30 年 7 月 24 日 一部改正 令和元年 12 月 12 日 一部改正
令和 3 年 3 月 24 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号。以下「契約職員就業規則」という。）第 5 条第 1 項及び第 8 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の契約職員（特任フェロー、フェロー及びシニアスタッフを除く。以下同じ。）の採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用方法等)

第 2 条 理事長は、企画部長、連携推進部長、総務部長、環境情報部長、監査室長、領域長、気候変動適応センター長及び福島地域協働研究拠点長（以下「ユニット長」という。）に、公募その他の方法により募集に応じた候補者の中から選考により採用予定者を決定させることができる。

2 ユニット長は、第 1 項の規定により決定した採用予定者の次に掲げる事項を記載した雇用要求書（別に定める様式による。）により、当該採用予定者の採用を理事長に申請するものとする。

- 一 住所、氏名、生年月日、性別及び国籍
- 二 俸給、業務内容、雇用契約期間、就業の場所、始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日労働の有無、休憩時間並びに休日
- 三 その他必要な事項

3 理事長は、前項の申請を承認した場合は、当該採用予定者を採用する。ただし、特に認める場合は、別の方法により採用する者を決定することができる。

4 理事長は、任期付職員就業規則第 8 条の 2 の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換を申し込んだ任期付職員を、期間の定めのない契約職員（以下、「無期労働契約職員」という。）に転換させる場合、及び契約職員就業規則第 8 条の 2 の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換を申し込んだ契約職員を、無期労働契約職員に転

換させる場合は、この規程に基づき契約職員として採用する。

(欠格条項)

第 3 条 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者は、契約職員となることはできない。

(労働条件の明示)

第 4 条 理事長は、契約職員を採用する場合は、契約職員就業規則第 7 条各号に掲げる事項を記載した雇用契約書（別紙様式第 1）により、採用する者と雇用契約を締結する。

(労働条件の変更)

第 5 条 ユニット長は、契約職員の俸給、業務内容、雇用契約期間、就業の場所、始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日労働の有無、休憩時間並びに休日の変更が業務上特に必要であると認める場合は、速やかに当該契約職員の第 2 条第 2 項各号に掲げる事項について変更雇用要求書（別に定める様式による。）を作成し、当該契約職員の労働条件の変更を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項の申請を承認した場合は、雇用変更契約書（別紙様式第 2）により、当該契約職員と雇用変更契約を締結する。

(雇用期間)

第 6 条 契約職員（無期労働契約職員を除く。）の雇用期間は、1 事業年度内で雇用契約書に定める期間とし、当該雇用契約期間満了の際、理事長が必要と認める場合は、雇用契約書に記載の更新の限度とされた期間内に限り、雇用契約期間を更新することができるものとする。

2 前項の場合において、雇用契約期間を更新することができるのは、満 65 歳の誕生日の前日の属する事業年度を超えない範囲内とする。

3 採用日時点で、満 65 歳の誕生日の前日を超えている場合の雇用期間は、1 事業年度内で雇用契約書に定める期間とし、雇用契約期間を更新することはできない。

(雇止めの予告)

第 7 条 理事長は、契約職員就業規則第 8 条第 2 項の雇止めの予告を契約職員に対して行う場合は、雇止め予告通知書（別紙様式第 4）により行うものとする。

(解雇予告)

第8条 理事長は、契約職員就業規則第13条第1項の解雇の予告を契約職員に対して行う場合は、解雇予告通知書（別紙様式第5）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則（平成20年3月17日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

改正附則（平成21年3月11日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

改正附則（平成22年3月9日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

改正附則（平成23年3月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則（平成26年3月14日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改正附則（平成26年10月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年10月27日から施行する。

改正附則（平成27年3月13日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則（平成27年12月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

改正附則（平成28年3月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正附則（平成30年7月24日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年7月24日から施行する。

改正附則（令和元年12月12日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正附則（令和3年3月24日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

雇用契約書（兼：労働条件通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。） は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用契約を締結する。

記

第1条 甲は、乙を契約職員として雇用する。

第2条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	特別研究員 又は 准特別研究員 又は 高度技能専門員 又は アシスタントスタッフ
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	(ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。)
始業及び終業の時刻	始業 午前 時 分 終業 午後 時 分
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後0時から午後1時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。
給与及び賞与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月16日（16日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。

	<p>3. 賞 与：契約職員給与規程による（年 2 回（6 月及び 12 月））。</p> <p>4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。</p> <p>（1） 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1 箇月において 60 時間以内の時間（（2）に定める時間を除く。） 100 分の 125（深夜は 100 分の 150）</p> <p>（2）（1）に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100 分の 135（深夜は 100 分の 160）</p> <p>（3） 所定外労働時間が 1 箇月において 60 時間を超えたときは、その超えた時間 100 分の 150（深夜は 100 分の 175）（※深夜とは、午後 10 時から午前 5 時までをいう。）</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1. 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない。 更新があり得る場合においても、 年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2. 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3. 退職手当 支給しない。</p> <p>4. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。

相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

第 3 条 契約締結日から雇用期間の開始日までの間に、乙が次のいずれかの事由に該当するときは、採用を取り消す場合がある。

- (1) 乙が刑法その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が心身の故障のため、勤務に支障があると判断した場合
- (3) 乙が雇入れに必要な手続きを怠った場合
- (4) 乙が研究所に提出した書類に重大な偽りがあった場合
- (5) 採用条件として一定の資格が必要とされている場合において、乙が雇用期間の開始日までにその資格を取得できなかった場合

第 4 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 ⑩

乙 ⑩

雇用契約書（兼：労働条件通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用契約を締結する。

記

第 1 条 甲は、乙を契約職員として雇用する。

第 2 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	リサーチアシスタント 又は 高度技能専門員 又は アシスタントスタッフ
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	(ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。)
始業及び終業の時刻等	〇曜日 始業 午前 時 分 終業 午後 時 分 (時間 分勤務)
所定労働時間を超える労働の有無	有 (所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。) 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇及び特別休暇とする。
給与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日 (16 日が休日の場合は、その前日又は翌日) とする。 1. 日 給： 円 (定期昇給無し) 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。

	<p>3. 賞 与：支給しない。</p> <p>4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。</p> <p>(1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1 箇月において 60 時間以内の時間（(2) に定める時間を除く。） 100 分の 125（深夜は 100 分の 150）</p> <p>(2) (1) に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100 分の 135（深夜は 100 分の 160）</p> <p>(3) 所定外労働時間が 1 箇月において 60 時間を超えたときは、その超えた時間 100 分の 150（深夜は 100 分の 175）（※深夜とは、午後 10 時から午前 5 時までをいう。）</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1. 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない。</p> <p>更新があり得る場合においても、 年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2. 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3. 退職手当 支給しない。</p> <p>4. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。

その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。(該当する場合のみ記載)
-----	---

第 3 条 契約締結日から雇用期間の開始日までの間に、乙が次のいずれかの事由に該当するときは、採用を取り消す場合がある。

- (1) 乙が刑法その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が心身の故障のため、勤務に支障があると判断した場合
- (3) 乙が雇入れに必要な手続きを怠った場合
- (4) 乙が研究所に提出した書類に重大な偽りがあった場合
- (5) 採用条件として一定の資格が必要とされている場合において、乙が雇用期間の開始日までにその資格を取得できなかった場合

第 4 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 ⑩

乙 ⑩

雇用契約書（兼：労働条件通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用契約を締結する。

記

第 1 条 甲は、乙を契約職員として雇用する。

第 2 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	高度技能専門員 又は アシスタントスタッフ
雇用期間	年 月 日から（期間の定めなし）
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻	始業 午前 時 分 終業 午後 時 分
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。
給与及び賞与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。

	<p>3. 賞 与：契約職員給与規程による（年 2 回（6 月及び 12 月））。</p> <p>4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。</p> <p>(1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1 箇月において 60 時間以内の時間（(2) に定める時間を除く。） 100 分の 125（深夜は 100 分の 150）</p> <p>(2) (1) に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100 分の 135（深夜は 100 分の 160）</p> <p>(3) 所定外労働時間が 1 箇月において 60 時間を超えたときは、その超えた時間 100 分の 150（深夜は 100 分の 175） （※深夜とは、午後 10 時から午前 5 時までをいう。）</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1. 定年制 有 歳</p> <p>2. 退職手当 支給しない。</p> <p>3. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
休職	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

第 3 条 契約締結日から雇用期間の開始日までの間に、乙が契約職員就業規則第 11 条各号のいずれかに該当するときは、採用を取り消す場合がある。

第 4 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 ㊟

乙 ㊟

雇用契約書（兼：労働条件通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用契約を締結する。

記

第 1 条 甲は、乙を契約職員として雇用する。

第 2 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	高度技能専門員 又は アシスタントスタッフ
雇用期間	年 月 日から（期間の定めなし）
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻等	○曜日 始業 午前 時 分 終業 午後 時 分（時間 分勤務）
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇及び特別休暇とする。
給与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：支給しない。

	<p>4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。</p> <p>(1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1箇月において60時間以内の時間（(2)に定める時間を除く。） 100分の125（深夜は100分の150）</p> <p>(2) (1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100分の135（深夜は100分の160）</p> <p>(3) 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間 100分の150（深夜は100分の175）（※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。）</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1. 定年制 有 歳</p> <p>2. 退職手当 支給しない。</p> <p>3. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
休職	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。（該当する場合のみ記載）

第3条 契約締結日から雇用期間の開始日までの間に、乙が契約職員就業規則第11条各号のいずれかに該当するときは、採用を取り消す場合がある。

第 4 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 ㊟

乙 ㊟

雇用変更契約書（兼：労働条件変更通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用変更契約を締結する。

記

第 1 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする

契約職員の種類	特別研究員 又は 准特別研究員 又は 高度技能専門員 又は アシスタントスタッフ
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	(ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。)
始業及び終業の時刻	始業 午前 時 分 終業 午後 時 分
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。
給与及び賞与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：契約職員給与規程による（年 2 回（6 月及び 12 月））。

	<p>4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。</p> <p>(1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1箇月において60時間以内の時間（(2)に定める時間を除く。） 100分の125（深夜は100分の150）</p> <p>(2) (1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100分の135（深夜は100分の160）</p> <p>(3) 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間 100分の150（深夜は100分の175）（※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。）</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1. 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない。 更新があり得る場合においても、 年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2. 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3. 退職手当 支給しない。</p> <p>4. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。

その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。
-----	---

第 2 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 ⑩

乙 ⑩

雇用変更契約書（兼：労働条件変更通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用変更契約を締結する。

記

第 1 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	リサーチアシスタント 又は 高度技能専門員 又は アシスタントスタッフ
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	(ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。)
始業及び終業の時刻等	〇曜日 始業 午前 時 分 終業 午後 時 分 (時間 分勤務)
所定労働時間を超える労働の有無	有 (所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。) 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇及び特別休暇とする。
給与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日 (16 日が休日の場合は、その前日又は翌日) とする。 1. 日 給： 円 (定期昇給無し) 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：支給しない。 4. 超過勤務手当 (正規の勤務時間以外の時間における労働に対

	<p>して支払われる割増賃金)：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。</p> <p>(1) 所定労働時間を超えて勤務した時間(所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。)のうち、1箇月において60時間以内の時間((2)に定める時間を除く。) 100分の125(深夜は100分の150)</p> <p>(2) (1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間(前号に定めるものを除く。) 100分の135(深夜は100分の160)</p> <p>(3) 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間 100分の150(深夜は100分の175)(※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。)</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円(該当する場合のみ記載)</p>
退職及び解雇	<p>1. 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない。 更新があり得る場合においても、 年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2. 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3. 退職手当 支給しない。</p> <p>4. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。(該当する場合のみ記載)

第2条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 ㊟

乙 ㊟

雇用変更契約書（兼：労働条件変更通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用変更契約を締結する。

記

第 1 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	高度技能専門員 又は アシスタントスタッフ
雇用期間	年 月 日から（期間の定めなし）
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻	始業 午前 時 分 終業 午後 時 分
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。
給与及び賞与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：契約職員給与規程による（年 2 回（6 月及び 12

	<p>月))。</p> <p>4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。</p> <p>(1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1箇月において60時間以内の時間（(2)に定める時間を除く。） 100分の125（深夜は100分の150）</p> <p>(2) (1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100分の135（深夜は100分の160）</p> <p>(3) 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間 100分の150（深夜は100分の175） （※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。）</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1. 定年制 有 歳</p> <p>2. 退職手当 支給しない。</p> <p>3. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
休職	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

第2条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 ㊟

乙 ㊟

雇用変更契約書（兼：労働条件変更通知書）

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用変更契約を締結する。

記

第1条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	高度技能専門員 又は アシスタントスタッフ
雇用期間	年 月 日から（期間の定めなし）
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻等	〇曜日 始業 午前 時 分 終業 午後 時 分（時間 分勤務）
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後0時から午後1時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇及び特別休暇とする。
給与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月16日（16日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：支給しない。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対

	<p>して支払われる割増賃金)：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。</p> <p>(1) 所定労働時間を超えて勤務した時間(所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。)のうち、1箇月において60時間以内の時間((2)に定める時間を除く。) 100分の125(深夜は100分の150)</p> <p>(2) (1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間(前号に定めるものを除く。) 100分の135(深夜は100分の160)</p> <p>(3) 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間 100分の150(深夜は100分の175)(※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。)</p> <p>5. 帰還困難区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円(該当する場合のみ記載)</p>
退職及び解雇	<p>1. 定年制 有 歳</p> <p>2. 退職手当 支給しない。</p> <p>3. 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる。</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
休職	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。(該当する場合のみ記載)

第2条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 ㊟

乙 ㊟

年 月 日

雇止め予告通知書

殿

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長

印

この度、当所は 年 月 日を持って終了する貴殿との雇用契約を更新しないことと決定しましたので、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、ここに通知いたします。

以 上

年 月 日

解雇予告通知書

殿

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長

印

この度、当所は国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則第 11 条第 一 号の規定により、貴殿を解雇することと決定しましたので、ここに通知いたします。解雇日は、年 月 日といたします。

本通知は、労働基準法第 20 条に基づく解雇通知です（解雇予告手当は、貴殿の指定銀行の口座に 年 月 日に振り込みます。）。

なお、解雇日までは従前どおり就業してください。

以 上